

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）の平成26事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめましたので、以下の通り報告します。

I 監査の方法及びその内容

監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、監理室、経営企画部その他の職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本部及び研究所等において業務、財産の状況及び農林水産大臣に提出する書類を調査しました。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他センターの業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、平成26事業年度の財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の執行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、センターの平成26事業年度の業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

II 監査の結果

1 法令遵守状況及び中期目標達成状況

センターの業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第3期中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。

2 内部統制システムの整備とその運用状況

指摘すべき重大な事項は認められません。今後とも、通則法の下で求められている内部統制システムの着実な整備と運用に取り組むことが重要です。

3 役員の職務執行に関する不正、違法な行為

監査した範囲では、役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

4 財務諸表等

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

5 事業報告書

事業報告書は、法令に従い、センターの状況を正しく示しているものと認めます。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項

1 給与水準、報酬水準について、政府方針に従った措置が取られているものと認めます。

2 入札・契約について、政府方針に従った取組が行われているものと認めます。引き続き、適正な契約と会計処理の徹底に努めることが重要です。

3 保有資産の見直しについて、政府方針に従った取組が行われているものと認めます。

平成 27 年 6 月 15 日

国立研究開発法人水産総合研究センター

監 事 井上 龍子

監 事 榎本 一高